

2022年10月3日

ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社

ニッセイ・ウェルス生命

『指定通貨建特別終身保険（無告知コース）』を改定し、販売開始

ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社（代表取締役社長：井本 満、以下「ニッセイ・ウェルス生命」）は、ご家族のために資産をふやしてのこすことができ、さらに認知症・介護のためにそなえることができる保険料一時払の外貨建終身保険『指定通貨建特別終身保険（無告知コース）』の商品改定を行い、機能を拡充させて2022年10月1日に販売を開始いたしました。

【商品改定の主なポイント】

今回の改定で、指定通貨建特別終身保険（無告知コース）の第1保険期間（ご契約日から保障が大きく増加するまでの期間）として2年・3年が選択できるようになりました。

	改定前	改定後
介護保障なし*1を選択した場合	5年	2年、5年
介護保障あり*2を選択した場合	5年	3年、5年

*1：認知症・介護保障特則を付加しない

*2：認知症・介護保障特則を付加する

選択の幅が広がったことで、より一層お客さまのニーズに合わせてプランを使い分けられる商品になりました。

■該当商品（五十音順）

- ・ NK介護セレクト 告知コース・無告知コース
- ・ エムソリューションⅢ 終身保険型（米ドル建／豪ドル建）告知コース・無告知コース
- ・ 終身保険プレミアム（米ドル建／豪ドル建）告知コース・無告知コース
- ・ そなえて安心介護プラス 告知コース・無告知コース
- ・ はじめての介護 告知コース・無告知コース

※正式名称 告知コース：指定通貨建終身保険 / 無告知コース：指定通貨建特別終身保険

『指定通貨建終身保険（告知コース）』、『指定通貨建特別終身保険（無告知コース）』の概要については別紙をご覧ください。

ニッセイ・ウェルス生命は、これからも多様化するお客さまのニーズにきめ細かくお応えする商品・サービスを提供してまいります。

商品の特徴

『指定通貨建終身保険（告知コース）』『指定通貨建特別終身保険（無告知コース）』

1. 「告知コース」「無告知コース」のいずれかをご選択いただけます。

「告知コース」

- ・ご契約からすぐに、外貨で一時払保険料を上回る一生涯の保障を確保できます。
- ・死亡保障、高度障害保障、介護保障*1があります。
- ・お申込みにあたっては、被保険者の健康状態などについて、告知が必要になります。

「無告知コース」

- ・第1保険期間（2年・3年・5年）経過後*2に、一生涯の保障が大きく増加します。
- ・死亡保障、介護保障*3があります。
- ・お申し込みにあたっては、被保険者の健康状態の告知なしでご加入いただけます。

2. 所定の認知症による状態に該当された、または、要介護2以上と認定された場合*4、介護保険金をお受け取りいただけます。

- ・所定の認知症による状態に該当された、または、要介護2以上と認定された場合*4、介護保険金をお受け取りいただけます。
- ・ご契約時に介護保障割合10%、30%、50%、100%または介護保障なしをご選択*5いただけます。
- ・介護保障金額*6は、基本保険金額に対し、契約時にご選択いただく介護保障割合を乗じた金額となります。
- ・介護保障割合100%を選択された場合、介護保険金のお受け取りにより契約が消滅するため、以後の保障はありません。
- ・介護保障割合10%、30%、50%を選択された場合、介護保険金のお受け取り後も、死亡・高度障害保障*7が続き、残りの金額を一生涯の死亡・高度障害保障*7として確保できます。

*1 認知症・介護保険金特則を付加しない場合、介護保障（介護保険金のお支払い）はありません。

なお、販売会社の取扱商品によっては「介護保障なし」の取扱いがありません。

*2 認知症・介護保障特則を付加しない場合は契約日から2年・5年、認知症・介護保障特則を付加する場合は契約日から3年・5年を選択できます。なお、販売会社の取扱商品によっては「介護保障なし」の取扱いがありません。

*3 認知症・介護保障特則を付加しない場合、介護保障（介護保険金のお支払い）はありません。なお、販売会社の取扱商品によっては「介護保障なし」の取扱いがありません。

*4 「告知コース」

介護保険金は被保険者が責任開始期以後に発生した傷害または疾病によって次のいずれかに該当した場合に支払われます。

- ① 公的介護保険制度による要介護認定を受け、要介護2以上に該当していると認定されたとき。
- ② ニッセイ・ウェルス生命所定の要介護状態に該当し、その該当した日からその日を含めて180日以上継続していることが医師によって診断確定されたとき。
- ③ ニッセイ・ウェルス生命所定の器質性認知症に該当し、その器質性認知症によるニッセイ・ウェルス生命所定の状態に該当した日からその日を含めて180日以上継続していることが医師によって診断確定されたとき。

「無告知コース」

介護保険金は被保険者が次のいずれかに該当した場合に支払われます。

① 保険期間中に次のいずれにも該当したとき

- ・責任開始期以後に生まれて初めて、公的介護保険制度による要支援または要介護の認定を受け、その認定の効力が生じたこと。
- ・責任開始期以後に発生した傷害または疾病を直接の原因として、公的介護保険制度による要介護2以上に該当していると認定され、その認定の効力が生じたこと。

② 第2保険期間中に、責任開始期以後に発生した傷害または疾病を直接の原因として、ニッセイ・ウェルス生命所定の器質性認知症に該当し、その器質性認知症によるニッセイ・ウェルス生命所定の状態に該当した日からその日を含めて180日以上継続していることが医師によって診断確定されたとき。

- *5 販売会社の取扱商品によっては、選択できる介護保障割合が限定されている場合があります。また、「介護保障なし」を選択できない場合がございます。
- *6 「無告知コース」の場合は、第2保険期間の介護保険金額。
- *7 「無告知コース」の場合、高度障害保障はありません。

本ニュースリリースは報道機関向けに作成した資料です。したがって、商品のご検討に際しましては、必ず「契約締結前交付書面（契約概要/注意喚起情報）兼 商品パンフレット」「ご契約のしおり・約款」をあわせてご覧ください。